

埼玉県新三郷浄水場安全衛生委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を図るため、埼玉県企業局安全衛生委員会設置要綱第10条の規定に基づき、埼玉県新三郷浄水場安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項を調査審議する。

- 一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は、場長が指名する委員6名以上（委員長を除く）で構成する。

ただし、その半数以上は、埼玉県職員組合企業局支部新三郷分会から推薦された者とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、場長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員（副場長）が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 場長は、委員に欠員が生じたときは、速やかに後任者を指名するものとし、その者の任期は、前任者の残任期とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、年4回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたとき、又は委員の2分の1以上から請求があったときは、会議を開催することができる。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長になる。

(会議の議決)

第7条 会議の議事は出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは委員長が決定する。

(会議結果の報告)

第8条 委員長は、会議の結果を速やかに関係者に周知させるものとする。

(関係者の出席)

第9条 委員会はあるときは関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。